

野田佳彦首相の対米観

浅 野 一 弘

1. はじめに
2. 野田佳彦という人物
 - (1) 地方自治の分野にたけた野田
 - (2) 教育問題にも関心をもつ野田
3. 野田佳彦と日米関係
4. 結び

1. はじめに

日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財であることに変わりはありません。

半世紀を超える長きにわたり深められてきた日米同盟関係は、大震災でのトモダチ作戦を初め、改めてその意義を確認することができました。首脳同士の信頼関係を早期に構築するとともに、安全保障、経済、文化、人材交流を中心にさまざまなレベルでの協力を強化し、二十一世紀にふさわしい同盟関係に深化、発展させていきます。

普天間飛行場の移設問題については、日米合意を踏まえつつ、普天間飛行場の固定化を回避し沖縄の負担軽減を図るべく、沖縄の皆様に誠実に説明し、理解を求めながら、全力で取り組みます。また、沖縄の振興についても積極的に取り組みます*1。

上記の文言は、2011年9月2日に、第95代内閣総理大臣となった野田佳彦による初の所信表明演説の一部である。野田は、9月2日の就任以来、2012年12月26日までの482日間、内閣総理大臣の座にあった。この482日という数字は、民主党政権下の首相である鳩山由紀夫の266日（2009年9月16日～2010年6月8日）、菅直人の452日（2010年6月8日～2011年9月2日）をうわまわるものであった*²。

周知のように、野田は、安倍晋三・自民党総裁との党首討論（2012年11月14日）の場で、「国民の皆様に消費税を引き上げるといふ御負担をお願いしている以上、定数削減をする道筋をつくらなければなりません。我々は、自分たちが出している法案に御賛同をいただきたい。諦めずにそれは粘り強く主張してまいります」としたうえで、「でも、ここで何も結果が出ないというわけにはいかないと考えているんです。そのためにも、ぜひ協議をしていただき、これについても、これはお尻を決めなかったら決まりません。この御決断をいただくならば、私は今週末の十六日に解散をしてもいいと思っております。ぜひ国民の前に約束してください」と述べ、衆議院の解散・総選挙に打ってでたのであった*³。

この当時、18%の支持率しかなかった野田が*⁴、解散・総選挙を選択した結果、12月16日の第46回衆議院議員総選挙で、民主党はわずか57議席しか獲得することができず、294の議席を得た自民党に政権の座を明けわたすこととなった。

ところで、野田は、日米関係について、どのような考えを有していたのであろうか。本稿では、松下政経塾時代の論文も紹介しつつ、野田の対米観の一端を浮き彫りにしたいと考えている。なお、論述にあたっては、野田という人物を深く知るために、野田自身の関心の高かった地方自治や教育に関する見解を概観する。そして、内閣総理大臣就任時までの著作物に着目しつつ、野田の対米観がどのようなものであるのかを検証したい。そして最後に、野田の対米観の有する意味に関して、簡単な私見を述べる。

2. 野田佳彦という人物

（1）地方自治の分野にたけた野田

「野田佳彦」という名前が、三大紙に初めて登場したのは、いつたい、いつごろのことであろうか。三大紙のうち、もっともはやく野田の名前がでたのは、『読売新聞』であった。1985年3月7日の記事を見ると、「松下政経塾の卒業発表会」と題する記事で、「松下電器の創業者、松下幸之助・同社相談役が私費で設立した『松下政経塾』の第一回卒業生十五人の『卒業提言発表会』が十四日午後一時から東京・大手町の経団連ホールで行われる」として、「五年間の塾生活を総括して『私は政治を変えたい』（野田佳彦氏）」と、野田の名前が記されている*⁵。また、その12日後には、『朝日新聞』にも、野田の名前は出現している。同紙の記事も、松下政経塾に関するもので、「松下政経塾。五十五年春、松下電器産業の創業者、松下幸之助さんが、私財七十億円を投じて、神奈川県茅ヶ崎市でスタートさせた。世間は『政財界のリーダー養成所か』と注目した。この十五日に五年間の研修を終えた十五人の顔ぶれは、ほとんどが一流大学卒の若者たち」としたなかで、「早大卒で政治家志望の野田佳彦さん（27）は、軽トラックでガスもれ点検をしながら船橋市内の家を回った。街の声を集めて手づくりの新聞を出してきた」と、これまでの活動が簡単に紹介されている*⁶。ちなみに、『毎日新聞』には、第40回衆議院議員総選挙（1993年7月18日）が近づきつつあるなかで、千葉1区（定数：5）での「立候補予想の顔ぶれ」として、その名前が掲載されていたに過ぎなかった*⁷。

ところで、「財団法人松下政経塾設立趣意書」によれば、「真に国家を愛し、二十一世紀の日本をよくしていこうとする有為の青年を募り、彼らに研修の場を提供し、各種の適切な研修を実施するとともに、必要な調査、研究、啓蒙活動を行う松下政経塾の設立を決

意した」とある*⁸。まさに、「この設立趣意書を読んで、第一期生として応募してきた青年の一人が、野田総理」というわけである*⁹。

ちなみに、松下政経塾は、2015年4月時点で、国会議員：34名、地方議会議員：23名、首長：9名を輩出していることからわかるように*¹⁰、「世界でも珍しい『政治家養成機関』としてスタートした」ことで、名をはせている。しかも、「『地盤、看板、カバン』を持たない若者を政治家にしてやろう」との思いをもった松下幸之助が、私財を投じて設立し、大きな話題をよんだ組織であった*¹¹。だが、野田は、「政治に興味はあったものの、学生時代の私は、どちらかというと政治家ではなくジャーナリストを志していました」と語っているように*¹²、早稲田大学政治経済学部政治学科で学生時代を過ごした「野田は、NHKと読売新聞の内定を得ていた」*¹³。しかしながら、野田は、松下政経塾の門をたたき、「休日も夜も寝る間もなく研修に励んだ」という*¹⁴。そうしたなかで、野田の志望は、ジャーナリストから政治家へと変わっていったようだ。現に、野田は、「私は大学を卒業したら新聞社の政治部の記者になって、いずれは立花隆さんのようなジャーナリストになりたいと思っていました。そのころに松下政経塾ができ、一転して政治の世界に飛び込んだのです」と語っている*¹⁵。もっとも、「松下政経塾一期生二十三名は、昭和二十九年生まれの逢沢一郎が一番年上で、大学院修了の小野〔晋也〕たちが昭和三十年生まれ、そして、大半を占めるのが野田らの昭和三十三年生まれという構成だった。そんなこともあってか、野田は控えめで、どちらかと言えば受身でやっていく感じの塾生だった」（〔 〕内、引用者補足）ようで、「決して見栄えがいいわけでも、また、才能がほとばしり出るわけでもない」タイプであったという。そのため、「当時、松下政経塾の塾生の中で、将来、野田が日本の総理大臣になると想像した人はおそらくいないだろう」と、ドキュメンタリー作家の天下英治は述べている*¹⁶。

さて、松下政経塾時代の「野田は、平日は研修、レポートや課題提出で睡眠時間が三時間を切るような生活をしていたのに加え、週末ごとに、実家のある船橋に帰って」、「地域を活性化するための活動や勉強会などに参加していた」そうだ。そのためであろうか、「野田の政経塾時代からのテーマの一つは、『地方自治』」であったという。そこで、「数名の共著ではあるが、野田の初の著作本である」、「『新しい日本の政治・行政を求めて－政経研究シリーズ＜1＞－』のなかに収録された、野田の論文の内容を紹介しよう^{*17}。

松下政経塾塾長の松下によれば、当該冊子は、「松下政経塾の研究活動の一つの柱である『基本政策形成研究』から生まれたもの」で、「第一期塾生が二年目に入った昭和五六年の五月から、その中の志望者を研究員として進められた」。この「『基本政策形成研究』とは、21世紀の理想の日本実現を目ざして、国家経営の基本理念なり基本政策を探求していくもの」で、「共通テーマを“無税国家の基礎づくり－新しい日本の政治・行政を求めて”とし、各自がそれぞれに次のような方向の下に個別テーマを選定し分担してとり組んだ」そうだ。ちなみに、その方向性とは、「（1）どうすれば生産性の高い政治・行政を実現することができるか」、「（2）実態調査により政治・行政の改革必要点を把握し、あるべき姿を探求する」、「（3）なぜ行政改革はスムーズに進まないのか、その原因を探り、前進への道を見出す」であった^{*18}。

なお、共通テーマにあげられた「無税国家」とは、松下塾長が「昭和五四年一月に読売国際経済懇話会の月例講演会で話したもので、日本の将来の国家構想私案」であって、「その内容を一言でいえば、毎年の国家予算のうち一定額を残して積み立て、その積み立てた金を運用して得た利息で国家運営を進めていくようにすれば、税金の無い国が実現できるのではないか、というものである」。もちろん、松下自身が記しているように、「こういう構想を実現していくには、非常に長い年月もかかり、また幾多の必要な条件、考慮せねばならない点がある」ことはいうまでもない。しか

も、「国家予算の一定額を残すこと自体、今日のような赤字財政の下では不可能であるから、よほど生産性の高い政治・行政を実現していかなければならないし、また積み立てた金の運用についても、確実な方法があるわけではない。一朝一夕に事が成るような問題ではないことは明らかである」。だが、「こういう構想を日本の将来の一つの国家目標として掲げ、その実現へ向けて衆知を集めてとり組んでいったならば、よりよい知恵も生まれ、実現のための具体策も逐次あらわれてくるであろう」と、松下は語っている^{*19}。

松下は、つねづね、「『できない理由』を考えるよりも、『できる方途』を考えることの方が大切ではなからうか」と口にしてきたようであるが^{*20}、まさに、この『新しい日本の政治・行政を求めて』は、塾生の一部が、そうした「できる方途」について論じた冊子である。なお、同冊子の執筆者および論文のタイトルは、以下のようになっている。

- 横尾俊彦 「新しい目標をかかげる－行政改革反対の言い分と推進のヒントを探る－」
- 吉田謙治 「なぜ行政改革は達成されにくいか」
- 逢沢一郎 「政治・行政と補助金」
- 平 浩介 「行政の守備範囲の見直しに関する一考察」
- 野田佳彦 「私論・地方自治のあり方」
- 小野晋也 「柔軟な地方行財政を求めて－地方自治体の行財政改革への一試案－」
- 岡田邦彦 「政治・行政の生産性を求めて」

では、ここで、野田の著した論文「私論・地方自治のあり方」の内容を紹介しておこう。まず、「序章 住民自治からみた『地方の時代』－私流『地方の時代』論－」では、「戦後、新憲法は、その第八章に地方自治と題する章を設け、強く地方自治を保障するにいたった。それは、住民自治を基調とし、分権的で、地方公共団体の

自主性を強く認める内容であった。しかしながら、それは住民の努力により獲得したものではないため、新憲法で謳われている地方自治の精神と現実の住民の自治意識との間には、大きなギャップがあった。また、制度の運用にあたる公務員も、永年の中央集権的な行政慣行に慣らされていた」とし、「本来、地方自治は、『団体自治』と『住民自治』の二つの要素から成り立っている。両者は、車の両輪のようなもので、どちらか一方が欠けても真の意味での『自治』は成立しない。そして、その二つの中でも『住民自治』こそが、地方自治の本質的要素であり、『団体自治』は、『住民自治』を実現するための形式的な要素である。そのような『住民自治』の観点からすると『地方の時代』とは、地方自治の主人公である住民の日常生活感覚に基づき、新しい展望を切り開いていこうという時代認識である。『地方の時代』、それは『私たちの時代』と換言してもいいのではなかろうか」との持論を披露する。要するに、野田は、「一般に言われている『地方の時代』は、中央政府から地方公共団体への権限及び財源の委譲など、国権に対し地方公共団体が一定の自治権をもつという、地方公共団体という団体としての自治権に注目した『団体自治』の観点から説かれている」のに対して、「地方行政はその地方の住民によって処理されるべきであるとする『住民自治』の観点から論じた『地方の時代』論」を展開しようとの問題意識を有しているのである^{*21}。

つづく「第一章 新しい自治意識の形成」は、「（一）自治意識の現状」と「（二）新しい自治意識の向上を」、「（三）新しいコミュニティづくり（提言1）」からなる。「（一）自治意識の現状」では、「住民こそが地方自治の主人公である」と明言したうえで、「いかに立派な地方自治制度を構築しても、住民がそれを自分のものとして運用するだけの心構えと見識を持たなければ、その制度はわが国の風土に根づかない」と論じる。そして、世論調査の結果をもとに、「残念ながら現在の所、住民の自治意識は低いといわざるを得ない」とし、「自治意識が希薄であることは、すなわち地

方自治の基盤が脆弱であることを意味する。こうした状態では『地方の時代』は到底実現しえない」との見解を示し、「(二)新しい自治意識の向上を」で、「住民の自治意識を向上させる」道すじを取り上げる^{*22}。野田によると、「まず、住民が自分の住んでいる地域に愛着を感じるようにならなければならない」ようだ。というのは、「自分の住んでいる地域に愛着を持つことは、住民が自治意識を持つに至る端緒となるからである」。とはいえ、「人々の日常生活の圏域の拡大の面からも、人々の定着性は低下している」という「現代的な条件の下で、旧来の定着性に基礎を置く自治意識に代わる、新しい時代の新しい自治意識を形成することが急務となってきた」との考えを提示する^{*23}。そのための方策が、「(三)新しいコミュニティづくり(提言1)」における記述である。野田は、「自由時間の増大、高学歴化、高齢化などに伴い、自己啓発や余暇における充実した人生を送るため『生きがい』志向が強まると予想される」とし、「現住地に永住できない人でも、その地に居住している間は地域住民との活発な交流が望ましい」と主張している。なぜならば、「『人との交際』を媒介として、地域への帰属意識・愛着が生まれる」からである。そのためにも、「地方自治体は各種のサークルが活動できる場を、設けていく必要がある」し、「できるだけ住民の身近な所に、気軽に利用できる施設を多くつくったほうがよい」との結論をみちびきだす。野田の考えでは、「こうして、元来は個人的なニーズをもった人たちが、居住地域の施設を利用し、近隣住民との付き合いを重ねることにより、次第に地域的な関心を持つようになる」のであって、「こうした型の地域住民間のつながりは、新しいコミュニティを形成する」ことにもなるのだ。「それはすぐには自治意識の高揚に結びつかないかもしれない」が、「現住地に定住するのではなく一時的に居住するだけの人たち、それ故、その地域の問題にほとんど無関心な人たち—彼らの目をその居住地域に向けさせる糸口」となるわけだ^{*24}。

この野田の思いを実現し、「住民が積極的に地域への関心を持つ

ようになるには、関心の対象である地域の行政が『わかりやすい』ことが必要になってくる」。そこで、「第二章 わかりやすい行財政を－地方分権の推進－」の「（一）複雑な地方行財政制度」で、「住民の自治意識を阻害する第二の壁である」、「地方行財政制度の複雑さ」が取り上げられる。とりわけ、野田が、「特にわかりにくい」というのは、「（１）行政責任」と「（２）受益と負担」であり、前者の「（１）行政責任」では、「地域的な事務であっても、事務の主体を国に留保して、地方公共団体の長などに行わせる方式である」、「機関委任事務の存在」によって、「行政責任の所在が不明確となっている」と断じる。しかも、京都市の事例をもとに、この当時、「機関委任事務は、増加の一途」で、「住民にとって行政責任の所在がますます分らなくなってきた」との現状分析も行っている^{*25}。次の「（２）受益と負担」においては、「税金は主に国が徴収し、地方に分散して支出しているという構造」についてふれ、「この構造こそが、住民が受益と負担のメカニズムを理解することを妨げる」実状を問題視する。なかでも、野田は、国庫支出金（補助金）に着目し、「補助金による弊害」の例をあげている。それが、「本来、受益にはそれ相当の負担が必要である」にもかかわらず、「住民にとって補助金は、自分たちの要求を満たしてくれるための国からの『恩恵』であるような錯覚に陥る」という事実である。「補助金も元をただせば同じ国民の貴重な税金である」ものの、「住民は自分たちの税金と思わなくなり、ただ要求ばかりするいわゆる『たかり』の精神が助長されること」へとつながり、「住民要求をとめどもなく増加させ、財政規模の拡大、大きな政府を招来するに至る」というのだ^{*26}。「（二）事務の再配分（提言２）」では、「住民にとって行政責任の所在が『わかりやすい』ことを原則とした事務の再配分を提言」している。具体的には、「多くの事務は、国と地方の双方の役割分担が錯綜している。そうした事務については、事務の執行状況が住民にとって『わかりやすい』ように、できるだけ地方、とりわけ市町村に配分すべ

きである」として、「従来の機関委任事務のように財源措置を十分講ぜずに執行だけを地方にまかせるのは、地方にとって負担となるだけである。そうした事務は、費用は国が全額負担して全て委託方式にすべきである」との主張を展開する^{*27}。さらに、「(三)財源の再配分(提言3)」の「(1)地方の自主財源の強化」において、「国庫補助金は原則として廃止し、それに相当する税額を自治体、特に市町村が自主財源として徴収し活用できる仕組にすべきである。それなら住民は、いわゆる『おんぶ』や『たかり』、あるいは中央からの『恩恵』という意識を捨て、自分たち自身の税金という意識を持つことができる」との提言を行っている。その意味でも、「税は全て地方が徴収し、その一定割合を国に納付する仕組にする」ことを訴える。そうなったとき、「各地域間の経済力の不均衡発展」に関連し、「地方は連帯して、地域間の財政力較差是正のための自主的な相互協議調整機構を作り『横の調整』が行われることが望ましい」との考えを「(2)地域間較差是正のための財源調整」で明示している^{*28}。かくして、「(四)地方分権の意義」が論じられる。それは、「独立性及び自主性を獲得した自治体間において、新しい行政手法の開発などをめぐって、競争が展開されるだろう。さらに、地域施策に関する責任が明確になろう。また、いちいち中央に伺いをたてたり陳情に行ったりする手間がなくなり、意思決定が迅速に行われるわけであるから、住民第一主義がより徹底されよう。地方毎に経営感覚、経営力をもった自治体の長となるべき人材も育つ」との考え方だ^{*29}。

そして、「住民と行政との距離を『近づけること』-具体的には住民参加の拡充-」をテーマとした「第三章 近づきやすい行政」には、まず、「(一)住民参加の意義」がもうけられている。野田によると、「国→府県→市町村への着実な『分権』があってはじめて、住民参加の有効性は生まれるのである」。というのは、「自治体が自主的に処理できる事務や自主的に使える財源が少ない状態では、住民が参加によりその意思・要望を表明しても、施策

に反映されるものは限られてしまう」からだ。このように、野田にとって、「住民による『参加』は、『住民自治』の実質的な条件」であり、「『参加』なき『自治』は真の意味での『自治』ではない」のだ^{*30}。つづく「（二）住民参加の現状」で、野田は、「条例の制定・改廃の請求」や「納税者訴訟」など、住民の「直接参加の制度」は認められてはいるものの、「既存の制度は、現状では必ずしも行政と住民との距離を近づけるための機能を十分果たしていない」ことを指摘する。加えて、「行政と住民との間の距離が、住民参加を通して縮まらない原因」として、「行政側すなわち自治体の運用に帰因する面」もあげている。その一例が、「行政情報の住民への提供が十分行なわれていない」事実であり、「住民が情報不足であっては、結果として住民を自治体から遠ざけることになる」との見解を提示する。さらに、「住民自身に帰因する場合も勿論ある」とし、「住民の自治意識の低さ」に着目する。「本来、住民参加は、健全な自治意識に基づいて行われることが必要である」からだ^{*31}。そこで、「『住民自治』が単なるお題目から、実のあるものになっていく」方策について論じる、「（三）住民参加の拡充（提言4）」が登場する。「（1）これからの住民参加制度」は、「（イ）住民投票の有効活用」と「（ロ）行政過程への参加」からなり、前者では、「住民投票が地方議会の機能を補強するような形でより活用される必要がある」とし、「例えば、今日の多くの自治体が五年、一〇年にわたる長期的な基本構想（計画）を策定している」が、これらによる「住民の地域生活への影響は甚大であるので、その是非を住民に問うても良いのではなからうか」と説く。このほか、「町村合併など地方自治体の権能に関する重要な意思決定を行なう際にも、当該地域住民により住民投票を実施したら良い」と述べ、「こうして、住民投票の活用の幅を広げていけば、次第に地方財政に対しても住民の目は集まろう。現在は、まだまだ無関心である。そして、受益と負担の関係を明確に意識した住民が輩出してきた段階において、地方税の税率の選択など地方財政にまで

一步踏み込んだ住民投票を導入すべきである」との提言を行っている。後者においては、「自治体における企画立案→計画決定→執行の各過程に、住民が参加できるようにすべきである」との認識を披露している。なぜなら、「住民が自分たちの身に火の粉がふりかかってきてはじめて立ち上がるのではなく、予め施策に自分たちの意志を反映できるような参加機構を確立すべきである」と考えるからだ^{*32}。では、野田にとって、「(2) あるべき自治体の姿勢」はどのようなものであろうか。「住民の意志をくみ取るための条件整備」として、「(イ) 情報の公開」と「(ロ) 住民の声に敏感な行政組織」の2つの必要性を強調する。前者のなかで、野田は、「自治体はできるだけわかりやすい形で、情報を提供するように努力すべきである」との注文をつけている。ここには、野田の「自治体側と住民とが、同じ認識と関心をもつようになることは、地方自治における永遠の課題であると思う。そのためには、自治体と住民とが同じ考える材料を持つことが必要である」との思いがある。また、後者では、「あくまで、住民のための行政なのである」とし、「自治体の組織自体も、住民の意志を敏感に受けとめる体制に改めなければならない」と力説する。その好例として、「千葉県習志野市の地域担当制」を紹介する^{*33}。また、「(四) 住民参加と地方議会」において、「本当に住民参加は『議会制民主主義の軽視』に結びつくのであろうか」との問いを発し、明確に、「否である」と答えている。それは、「昨今のように、住民の意向が多様化し複雑化してくると、四年に一度の選挙だけでは、議会が多様な争点について、幅広い住民の意思を正しく代表することが益々困難になる」のであって、「『住民の意思』と『議会の意思』をより一層近づけるためには、もう一つの別の何らかの手だてが必要であり、それが住民参加に期待される」と唱える。同時に、地方議会議員に対しても、「議員一人ひとりにおいては、まずは自らが確固たる自治意識をもち、仮に住民の自治意識が低いならば、住民を啓蒙し『地方の時代』にむかって住民を先導していく気構えが必要である」と訴え

ている^{*34}。

そして、「第四章 住民自治のめざすもの」では、「今後住民がかかえる問題は、量的に増大するだけでなく、質的にも多様化、複雑化する」との認識を示し、「住民一人ひとりやその家族だけの手には負えなくなる」としつつも、「この段階で行政の力『公助』に頼るのはまだ早い。自分自身や家族の私的努力『自助』だけで、解決しえないとしたら、次には、近隣の人たちが、相互に連帯して助け合うこと『互助』が必要になってくる。そして、自助レベルでも互助レベルでも解決しえない問題のみが、行政の手に委ねられるべきである」と論じる。加えて、「行政への安易な依存心を断ち、できるだけ自分たちの力で問題を解決する人間が輩出してきた時こそ、真の『地方の時代』『私たち=住民の時代』を迎えることができる」との熱い思いをつづっている。その文脈で、大分県で展開された「一村一品運動は、地域住民の『むらづくり』への意欲と情熱を結集し、活力に満ちた地域づくりを実現しようというものである」との評価をあたえている^{*35}。

最後の「結び 二十一世紀にむけて」で、野田は、「私は、この『わかりやすい行財政システム』 = 『地方分権型行財政システム』、そして、『近づきやすい行政』 = 『住民参加制度の拡充』が確立された時、はじめて二十一世紀にふさわしい真の地方自治が生まれると信じている」と、論文を結んでいる^{*36}。

こうした考え方に関連した記述は、のちに刊行された野田の自著のなかにもみられる。たとえば、日本国憲法改正にふれた文脈で、野田は、「地方自治についていえば、憲法では九二条から九五条までの四条しか触れていません。そのなかで本質的なものは、九二条の『地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める』だけと言ってもいい。これでは何も言っていないに等しい。最近、道州制の議論が活発になっていますが、国の統治のやり方として、地方分権、地域主権といった要素も憲法に入れるべきだと思います」との見解を披露している。ただ、道州制に関しては、「最初に道州制ありきで

考えて、上流から下流にどう地方自治を流していくかということではなく、まず基礎自治体で何をやれるのかを見極め、できるところはまかせる。その上で足りないところを補完していくという形、つまり下からの要請としての道州制が出てくるべきです」との発言からもわかるように、条件つきでの提唱であることには留意する必要がある^{*37}。

(2) 教育問題にも関心をもつ野田

また、松下政経塾在籍中の「野田は、地方自治、行政改革のほかにも、『教育問題』にも熱心に取り組んでいる」とされる^{*38}。その成果が、『松下政経塾 第一期生 21世紀・日本への提言』所収の「路地裏から教育を考える－見た、聞いた、歩いた－」に結実しているといつてよからう^{*39}。ちなみに、松下塾長によると、同書は、「卒塾にあたり、自分達がこれから社会に訴えていこうとする事柄を率直に提言しているもの」で、「一期生諸君がそれぞれの研修・研究を基にしてまとめた成果」のたまものであるという^{*40}。

野田の論文「路地裏から教育を考える」は、「現在、臨教審の答申をもとに、大きな教育改革がなされようとしているが、大局的にみて平常時と思われる今こそ、真の教育のありかたを考える絶好の時期ではなからうか」との問題意識のもと、「教育の問題は大変複雑だ。百人いれば百の教育論がある。だからこそ、自己の立場やイデオロギーに拘泥せず、実態に即した議論が生まれなければならない」との考え方を披露する^{*41}。

そして、「大人が変われば子も変わる」のなかで、野田は、「人間には知的、情的、意的、体的の四つの能力がある。あまりにも偏差値という知的能力を計る物差しだけで、全てを計っていないだろうか」と問い、「教育改革とは、実は大人の側に求められている精神改革だ」と力説する^{*42}。

つづく「奉仕活動をカリキュラムに」では、データを用いて、子どもたちが「自己中心的になってきている」事実を明白にし、「校

内暴力、登校拒否、万引き、いじめなど」、「仲間の問題行動に対して無関心でいられる生徒の増大に、より深刻さを感じる」との警鐘を鳴らしている。そのうえで、「他人への配慮や思いやり、個人と社会とのかかわり方を教えていくことがこれからの教育で大切なことだと思う」と主張する。こうした見解がでてくる背景には、野田の「一つの社会の中で、人々は一人では生きていけない。直接・間接は問わず、人は互いに助け合い、協力し合って今日の社会を築き上げてきた。だから、自己中心的で目前の問題に無関心な子供の増大は、将来に対して大いに不安を感じさせる。お互いがバラバラで孤立したシラケ社会が忍び寄ってきている気がしてならない」との認識があることは間違いない。さらに、ここでは、視察に訪れたイギリスにおいて、「奉仕したり、援助する気持ちをはぐくむことを、一つの“授業”として認めている」実態にふれ、「日本の学校教育の中でも、是非こうした試みを組み込むべきだと思う」との意見を述べている^{*43}。

さらに、「子供たちに働く意味を教えよう」になると、野田は、「余剰教室を学童保育所として活用」するなど、「政治・行政の衝にあたる人たちは、『金をかけて施設をつくる』という発想を変えて、『現在ある施設を有効に使う』という方向へ考え方を大転換する必要がある」との持論を展開する。こうしたアイデアがでてきたのも、野田が、「船橋市立西海神小学校のすぐ北側に行田地区学童保育所、通称“ジャングル・クラブ”」を訪問し、ヒアリング調査を実施するという“現場主義”の成果であろう^{*44}。

次の「先生は地域社会の中にもいる」において、野田は、「私は、教育には重要な二つの機能があるように思う。第一は、時代を超えて不易なものを教えることだ。第二は、世の中は時々刻々と変化するのであり、これからの時代に新たに必要になってくるものを教えることだ。特に、後者については、地域の人的資源を有効かつ柔軟に活用する仕組みが必要になってくる」と説く^{*45}。

また、「教員養成には時間をかけて」では、「確固たる目標をも

ち、その実現のためにいかなる困難をも粘り強く克服していくような若者が教壇に立った時、子供たちは『生きる姿勢』を学ぶかもしれない」とし、「こんな若者の出現が教育荒廃を抜け出す第一歩となる」との展望を語っている。もっとも、そのためには、「教員をめざす人間の使命感、情熱、指導技術が問われる」ことはいうまでもないが、「そうした人材を確保するための教員養成・採用制度が再考されるべきである」というのが、野田の主張である。そのためにも、「医師にインターンが、法律家にも司法修習期間があるように」、「教育実習期間の拡大やその有効化、新採用後の試補ないし修習生期間の設置を実現すべきだろう」との思いを吐露している^{*46}。

そして、「もっと教育問題に関心を」のなかにおいて、「教育の危機、荒廃が国をあげて論じられている」なか、「不平・不満を言うだけでなく、自ら進んで灯りをつけていく気持、救世主を待つのではなく、自分たちが救世主になろうという気持ちが必要」と訴えかける。そして、結論部分において、「多様な組織や人間が、他と接触することなく、それぞれが自己完結的に存在しているだけなら、何ら新たな発展は期待できない。まちという一つの容器の中で、相互に活発に交じり合いながら、刺激し合い、情報交換することにより、新しい知恵が生み出される。子供のしつけや教育も、家庭や学校の中で行なわれるだけではない。地域社会の中で、あらゆる機会をとらえて、あらゆる場所で行なわれるべきだと思う」との見識を披露している^{*47}。

以上みてきたような教育をめぐる野田の考察は、「自分の出身地である千葉県船橋市を中心に、様々な『現場』に足を運び、多くのまちの声を拾い集めてきた」結果であり、「自分の身体で現在の教育の実態と今後あるべき姿を知ろうと努めてきた」成果といってよい。しかも、「欧州教育行政調査団に加わり、彼我の違いを学ぶこと」で、そうした発想に厚みが増している^{*48}。このように、松下政経塾時代の野田は、“臨床政治学”的な研究手法も多用してきた

ようである。

ところで、野田の論文の表紙の頁には、「現在も、地方自治、都市問題、選挙制度、教育等を主たるテーマに活動中」と記されているように^{*49}、当時の野田の主要な関心事は、外交よりも内政にあったとってよからう。その証左に、『松下政経塾 第一期生 21世紀・日本への提言』の目次をみても、“卒業論文”として、「国際貢献国家の提唱」（横尾俊彦）、「貿易摩擦の政治的要因について」（出川昌人）など、外交問題をあつかった塾生がいるなかで、野田は、教育問題を取り上げたのであった^{*50}。加えて、1985年3月の卒塾提言発表会の席でも、野田は、「都市問題、教育問題に精通した政治家、台所から教育を、路地裏から都市政策を語れる政治家になりたい」と語っている^{*51}。

このほかにも、野田が日米関係にあまり関心をいだいていないことを示す好例がある。それは、2007年に、松下政経塾の東京事務所がつくられたときのことだ。同塾2期生で、当時、杉並区長の職にあった山田宏と野田は、東京事務所の設置を契機として、研究会をスタートさせることとした。このとき、2つの研究会がもうけられ、1つは野田を座長とする「国策研究会」で、もう1つが山田を座長とする「日米プロジェクト」であった^{*52}。もちろん、野田が日米プロジェクトの方の座長をつとめなかったからといって、日米関係にまったく関心がないというわけではなからう。だが、野田の主要な関心は、日米関係ではないという言い方もできなくはない^{*53}。もっとも、松下政経塾が著した書籍のなかには、「野田は、外交についても明確な意見を持ち、それを実際に行動で示している」と明記されている。ただ、同書での記述は、日中関係に関するもので、残念ながら、日米関係についてのものではない^{*54}。

3. 野田佳彦と日米関係

これまでみてきたように、松下政経塾時代に、野田の著したもののなかで、日米関係について論じたものは皆無に等しいことが明らかとなった。だが、野田が国会議員になってから記したのものには、わずかではあるが、日米関係に言及しているものもある。ここで、それらの内容を概観しよう。

まずは、野田の単著である『民主の敵－政権交代に大義あり－』からみてみたい^{*55}。同書の目次は、以下のようにになっている^{*56}。

まえがき	3
序 章 五五年体制は終わったのか	13 (10頁分)
第1章 「自民党」は一五年前に消滅している	23 (38頁分)
第2章 国会議員は多すぎる	61 (22頁分)
第3章 「優秀な官僚」が国を食い潰すシステム	83 (34頁分)
第4章 「自衛官の倅」の外交・安全保障論	117 (24頁分)
第5章 新日本創成論	141 (18頁分)
終 章 民主党一二年目の反省と可能性	159 (23頁分)
あとがき	182

この目次をみてもわかるように、内政課題と比べて、外交に関して割かれた頁数は少ない。ここからも、野田の外交問題に対する関心の低さがうかがい知れる。

では、「『自衛官の倅』の外交・安全保障論」という章で、野田はどのような対米観を提示しているのであろうか。野田は、「アメリカを重視するという人に対して、『対米追従だ』といった批判を

するのが一種の流行のようになっていきます。たしかに、何でもアメリカの言う通りというのでは問題でしょうが、安易な反米というのは歴史を見ていない人の立場ではないかと考えます」とし、「今、アメリカとの同盟を解消する積極的理由は皆無です。日米関係は、いろいろと変質はするかもしれませんが、きちんと評価をした上で、むしろ進化させていくべきだというのが、私の基本的な立場です」と断じている^{*57}。

とはいうものの、「ただ、安全保障のことばかり考えて外交ができるわけではありません。たとえば経済的な側面から考えた場合には、対米関係だけでは生きていけないことは明白です。日米関係はこれからも基軸として大事にしながらも、もう一つの軸足としてBRICsを含めた新興国との経済外交をしっかりとやっていかなければなりません」と述べるなど、日米関係の相対化を主張しているように思われる^{*58}。こうした野田の考え方は、鳩山や菅のそれと共通するものがあるといつてよかろう^{*59}。

では、野田の場合、どうやって日米関係を相対化していくべきであると考えているのであろうか。野田は、ある対談において、「たまにはガツンと言って、そのリアクションを見るのも必要ですよ。アメリカとは友人として付き合うべきですね」や「日米同盟はこれから様変わりするでしょうが、ガツンと意見を言える友人関係に進歩しなければいけないと思います。もちろん、友人をもっと増やす必要はあるでしょうね」と発言しているが、まさに、このような日本側のアクションこそが、その第一歩になるというわけだ^{*60}。野田は、自著のなかでも、「今、一番我が国がもの申さなければならぬ相手は、アメリカだと思います」「アメリカだからといって遠慮せずに、どんどん言わなければだめです」「日米は、軍事や経済だけでなく、あらゆる分野で相互依存の関係にあるわけです。『それだけは困る』『それはやらないでほしい』ということすら言えないのであれば、日本に外交なんて存在しないに等しいと言われても仕方ありません」と、同趣旨の発言をしている^{*61}。

その一環であろうか、「私自身は、歴史認識については、タブー視をせずに見直していかなければならないという立場です」と語る野田は^{*62}、東京裁判（極東国際軍事裁判）に関しても、一家言有しているようである。それは、野田の提出した、「『戦犯』に対する認識と内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書」（2005年10月17日）にみてとれる^{*63}。そのなかで、野田は、「極東国際軍事裁判について」として、「日本が受諾したポツダム宣言には、『戦争を起こした人間を裁く』とは一切書かれていない。また、弁護団の一人であった清瀬一郎弁護士は、『（ポツダム宣言の時点において）国際法のどこを見ても先進国のどこの法律でも「平和に対する罪」「人道に対する罪」という戦争罪など規定していない。だからA級といわれる戦争犯罪などは存在しない。もしあるとしたら、その管轄はどこにあるのか』と質問しているが、これに対してウェブ裁判長は『いまは答えられない。あとで答える』と述べている。すなわち、『平和に対する罪』『人道に対する罪』に該当する『A級戦犯』とは、極東国際軍事裁判当局が事後的に考えた戦争犯罪の分類であり、法の不遡及や罪刑法定主義が保証されず、法学的な根拠を持たないものであると解釈できるが、政府の見解はどうか』と問うているのである^{*64}。

しかも、野田は、「わが国が東京裁判を一〇〇パーセント認める立場に立つならば、今後、日本が主体的な外交をやっていくことはできないと思っています。『第二東京裁判』とはいいいませんが、検証をもう一回よくやらなければならない」とまでいい切っている^{*65}。このように、野田は、「いわゆる『A級戦犯』を戦争犯罪人と位置づけ、それを理由に靖国参拝に反対する意見には全く賛同できません。衆参合わせて四回に及ぶ国会決議とサンフランシスコ講和条約などにより、全ての『戦犯』の名誉は回復されているはずです」との持論を展開している^{*66}。ここで忘れてはならないのは、「一貫して『非自民』の立場で活動をしてきました」とはいいつつも、「一方で保守政治家であるとも自負しています」という野

田自身のことばである^{*67}。

では、集团的自衛権について、野田は、どのような考えを有しているのだろうか。若干長くなるが、野田の認識を正確に把握するため、政権交代まえに記された野田の著書から引用したい^{*68}。

問題は、集团的自衛権です。政府見解としては、集团的自衛権は保持しているけれども、憲法上、それは行使できないという事になっています。これを踏み越えることができるかどうかが一番の肝です。

この問題をクリアしない限り、自衛隊を海外に出す話など、本来はしてはいけないのではないかと私は思っています。

集团的自衛権をフリーハンドで行使できるようにするべきであるというような、乱暴な話は論外です。しかし、いざというときは集团的自衛権の行使に相当することもやらざるを得ないことは、現実的に起こりうるわけです。ですから、原則としては、やはり認めるべきだと思います。認めた上で、乱用されないように、歯止めをかける手段をどのように用意しておくべきかという議論が大切になっていくわけです。

こうした思いを抱いているからこそ、野田は、「やはり、実行部隊としての自衛隊をきっちりと憲法の中で位置づけなければいけません。いつまでたってもぬえのような存在にしてはならないのです」「国内での自衛隊の位置づけを明確にする。その上で、国際的な枠組みの中で自衛隊をどう活かしていくのかを考えるべきです」との主張を展開する。要するに、野田は、「国民の生命と財産を守るための法整備は、政治家として最低限の仕事だ」と考えているのだ^{*69}。

その好例が、テロ対策特別措置法をめぐる野田の発言であろう。野田は、大統領就任まえの「バラク・オバマ氏のプレーンと会合を持った際に、『アフガン作戦で何が出来るか示してほしい』と言わ

れた。より良い日米同盟のためにも、この問いはしっかり受け止めて、何ができるかを考えていかななくてはならないと思う」としたうえで、「個人的には、毎回、泥縄式に特別措置法で対応するのは問題だと思う。恒久法について検討すべきだと考えている」との見解を示しているのは、注目に値する^{*70}。しかも、そのためにも、「いまの自衛隊の経験や実力を見極め、装備の見直し、武器の使用基準についての環境整備などを、時間をかけて深めていかないといけない」との持論を有しているようである^{*71}。こうした認識が生まれてくる背景には、野田自身が認めているように、「途中で足をけがしてしまい、その後は駐屯地の業務隊に所属し、厚生とか総務関係の仕事をやっていました」という、「昭和五（一九三〇）年生まれの親父は自衛官」であり、「出番はないとはいえ、有事に備えて厳しい訓練をしている精鋭たちの姿を間近に見てきたことは、私の安全保障観を支えており、原体験」といえるものが大きい^{*72}。また、このような認識が、「『好機』と『リスク』とが交錯する国際環境の中にあって、日本の安全を確保する上で、まず根幹となるのは、いうまでもなく我が国自身が主体的に行う安全保障のための努力です」といった発想を生み出すのであろう^{*73}。

4. 結び

かつて、日米関係の相対化を訴えていた野田であるが、2011年9月2日の内閣総理大臣就任を目前にだされた雑誌論文においては、次のように語っている^{*74}。

我が国自身の努力と並んで、日本の安全保障と外交にとっての最大の資産であり基盤をなすのが日米同盟であることは、論を俟ちません。大震災における「トモダチ作戦」は、五十年の長きに亘り継続し、深まってきた両国の同盟関係の大きな成果

です。米軍と自衛隊の共同オペレーションが成功したことで、日米同盟は一段と深化しました。

私たちは、日米同盟が、現実的な利益のみならず、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配、「航行の自由・サイバー・宇宙空間の保護」といった基本的な価値を共有することを強く自覚しなければなりません。日米同盟は、日本の安全と繁栄に不可欠な役割を果たしているのみならず、アジア・太平洋地域、更には世界の安定と繁栄のための「国際公共財」です。

今後も日米同盟を深めることが重要です。国家安全保障と人間安全保障の観点から、両国でのエネルギー分野の連携も焦点になります。強固な日米同盟を基軸として、中国、韓国、ロシアをはじめとする近隣諸国、アジア各国との協力を進め、アジア太平洋経済協力（APEC）など地域協力の枠組みを活用し、アジア・太平洋地域での開かれたネットワークを重層的に発展させたいと思います。

さらに、内閣総理大臣就任後の雑誌論文では、以下のように論じている^{*75}。

日米同盟は二十一世紀に入ってむしろ進化させるべきものであった。

だが、その進化を十分に成し遂げてこられただろうか。ことに民主党政権になってからどうだったか。真剣に振り返るべきであろう。もちろんアジア諸国との関係は、ウィン・ウィンの関係であるべきだ。しかし「軸」は、間違いなく日米関係である。そこをきちんと押さえた外交のあり方を再構築していくべきであろう。

そのために、何が必要か。それは、「自分の国は自分で守る」という覚悟を、あらためてしっかりと固めることである。そのことを大前提としたうえで、日米同盟という大事な関係を

しっかりと堅持していく。それが、あるべき安全保障の姿だ。

古代中国の兵法書である『司馬法』に「国雖大、好戦必亡。天下雖安、忘戦必危（国、大なりといえども、戦いを好まば必ず亡び、天下、安らかといえども、戦いを忘れなば必ず危うし）」という言葉がある。先の大戦以降の日本は、とくにこの「忘戦必危」の覚悟が足りないところが多分にあったように思われる。

しかも、野田は、同論文のなかで、「いま、この時期に東アジア共同体などといった大ビジョンを打ち出す必要はないと私は考える」と断言し、鳩山の打ちだした東アジア共同体構想を一刀両断にしているのだ^{*76}。これらの論述からもわかるように、内閣総理大臣のポストを目前とした野田は、従来の日米関係の相対化という持論を封印したように思えてならない。あろうことか、野田は、「政権交代から二年、衆議院の任期満了まで折り返し地点です。私は党内での議論を尽くし、マニフェストも聖域なく見直すべきだと考えます」とまで述べ、政権交代時に注目をあつめた、マニフェスト（政権公約）＝“国民との契約”を修正する可能性についても、示唆したのであった^{*77}。

このような野田のスタンスがでてくる背景の一つには、鳩山政権時の日米関係の混迷を目のあたりにし、自らが権力を掌握するにあたって、現実主義的な外交路線へと転換していこうとの思いがあったのかもしれない。そうした野田の思いが伝わったのか、ある識者は、「米国のリバランス政策の焦点となったオーストラリアや東南アジア諸国との間でも、海洋安全保障を中心とした協力関係を深化させることができた」とし、「鳩山政権期に著しく不信感に覆われた日米関係は、野田政権期にはその基盤が回復した」との高い評価を与えている^{*78}。

だが、その反面で、普天間飛行場移設問題をめぐって、多くの沖縄県民の意向が尊重されないままのかたちで、野田の対米外交が展

開されたこともまた、事実である。長年にわたって、地域主権という視点を重んじてきた野田であったが、やはり、安全保障の問題をまえにすると、地方自治体の声は封じられなければならないの思いをいただいていたのであろうか。ここで、野田が松下政経塾時代に著した論文である「私論・地方自治のあり方」にふたたび注目してみよう。そこで、野田は、「分権の強化が国家社会としての秩序を乱し、国家の統合を弱めることになってはならない。分権化により、地方に大いに自主性を発揮させるべきであるが、同時に、国家全体の見地からみて、守るべき利害や原則もある。いかに国家の統一を地方の多様性と自律の中でより良く保つかが、重要なポイントとなる。分権の強化とともに、地方も含めて国家国民共通の方針＝国是は当然必要であろう。それを、地方の自主性と整合性あるものにする方法を検討していかねばならない」と述べているのだ^{*79}。

野田は、かつて、自著のなかで、「安全保障のことはばかり考えて外交ができるわけではありません」「成熟した先進国であるアメリカは、自らの価値観を一方的に押しつけるのではなく、多様性の容認という価値観を持つべきだと思います」と論じていたが、結局は、《地域益》よりも、《国益》が優先されるということなのであろうか^{*80}。もっとも、野田は、同じ著作において、「民主党はなんでも反対という政党ではありません。たとえば国益に沿うもの、あるいは人権に関わるようなものなど、また、急を要するような話や、ある程度『これはしかたがないだろう』という案件もありますから、なにがなんでも反対という姿勢は無責任です。応じるものには応じてきました」と記していたが^{*81}、多くの沖縄県民にとって、普天間飛行場の名護市辺野古への移設は、人権問題そのものであったのだ。その証左に、翁長雄志・沖縄県知事は、2015年9月21日に、「スイス・ジュネーブでの国連人権理事会で登壇し、県民の多数が反対する米軍普天間飛行場（同県宜野湾市）の名護市辺野古への移設が日米両政府によって進められている現状について『沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている状況を、世界から関

心をもって見てほしい』と訴えた」のであった*82。

こうしてみると、野田は、「一貫して『非自民』の立場で活動をしてきました」とはいいつつも、「一方で保守政治家であるとも自負しています」と主張しているように、生来の保守政治家であるにちがいない*83。ということは、野田政権の登場によって、かつての民主党らしさも、失われたとってよかろう。識者が指摘するように、野田政権時の日米関係は、安定をとりもどしたのかもしれない。だが、その裏で、民主党自体が喪失したのも大きかったのである。

注

- * 1 『第百七十八回国会 衆議院会議録 第一号 (一)』2011年9月13日、7頁。
- * 2 ちなみに、野田は、「与党のトップ、要するに総理、総裁が交代するときには、民意を問う、すなわち総選挙を行う」としたうえで、「小泉さんが選挙で勝った後、安倍、福田、麻生と三人とも、民意を反映していない総理大臣が続いてしまいました。間接民主主義の建前からみれば、議院内閣制という制度の中では、違法な政権とまでは言えません。しかし、これだけ時代の変化が激しいときに、民意の裏付けのない政権が、国の舵取りをし続けるということでは、いいがありません」と述べているが、民主党政権下の1,198日間、衆議院選挙は一度も実施されていないことは、注目に値する(野田佳彦『民主の敵－政権交代に大義あり－』〔新潮社、2009年〕、81-82頁)。
- * 3 『第百八十一回国会 国家基本政策委員会合同審査会会議録 第一号』2012年11月14日、3頁。
- * 4 『朝日新聞』2012年11月13日、1面。なお、不支持率は64%であった(同上)。また、読売新聞社の調査では、野田内閣の支持率は19%で、不支持率は68%という数字が(『読売新聞』2012年11月5日、1面)、毎日新聞社の調査では、支持率が23%、不支持率が54%という結果がでていた(『毎日新聞』2012年11月19日、1面)。
- * 5 『読売新聞』1985年3月7日、6面。
- * 6 『朝日新聞』1985年3月19日(夕)、3面。
- * 7 『毎日新聞』1993年1月4日、7面。
- * 8 <http://www.mskj.or.jp/about/setsu.html> (2016年2月25日)。
- * 9 松下政経塾『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』(国政情報センター、2012年)、14頁。
- * 10 <http://www.mskj.or.jp/almuni/> (2016年2月25日)。

野田佳彦首相の対米観（浅野）

- *11 出井康博『松下政経塾とは何か』（新潮社、2004年）、12頁。
- *12 野田、前掲書『民主の敵』、30頁。
もともと、この当時、「自民党の金権体質に我慢ができなくて生まれた」、「新自由クラブがボランティアを募集していることを知り、参加することにしました」と野田自身が述べているように、「具体的にどこかの政党を応援したいという気持ちだけ」はあったようだ（同上、26-27頁）。
- *13 松下政経塾、前掲書『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』、31頁および33頁。
ドキュメンタリー作家の天下英治によると、「野田が十七歳になった昭和四十九年、田中角栄総理の金脈問題が明らかになった」こともあり、「野田は、月刊『文藝春秋』昭和四十九年十一月号で田中角栄総理の金脈問題を追及し、田中退陣のきっかけを作ったジャーナリストの立花隆に強く憧れ、自らもジャーナリストを目指す」こととなったようだ（天下英治『したたかな「どじょう」 野田佳彦研究』〔青志社、2011年〕、119頁）。
- *14 松下政経塾、前掲書『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』、60頁。
- *15 野田佳彦「総論－政権交代とは、お金の使い方を変えることです。－」藤原直哉・野田佳彦・近藤洋介・山口つよし・松本大輔・蓮舫『国家機能を立て直す－若手政治家が目指す、新しい日本のかたち－』（ファーストプレス、2009年）、50頁。
- *16 天下、前掲書『したたかな「どじょう」 野田佳彦研究』、135-136頁。ただし、卒塾にあたっての代表演説を野田がつとめることになった折り、「塾生による投票などは行われず、自然の流れで野田に決まった」という（同上、141頁）。
- *17 松下政経塾、前掲書『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』、60頁および73-74頁。
- *18 『新しい日本の政治・行政を求めて－政経研究シリーズ<1>－』（松下政経塾、1982年）、i 頁。
- *19 同上。
- *20 同上。
- *21 野田佳彦「私論・地方自治のあり方」同上、115-116頁。
- *22 同上、117頁。
- *23 同上、118-119頁。
- *24 同上、119-120頁。
- *25 同上、120-121頁。
- *26 同上、121頁および123頁。
- *27 同上、123-124頁。
- *28 同上、124-125頁。
- *29 同上、125-126頁。
- *30 同上、127-128頁。
- *31 同上、128-129頁。
- *32 同上、130-131頁。

- *33 同上、131-132頁。なお、野田の言及した「千葉県習志野市の地域担当制」とは、「市を十四地区に分割して、これに見合った組織編成、担当職員の配置を行なっている」もので、「一つの地区はさらにいくつかのチームより編成されている。各チームの班員は、税金の担当者もいれば、下水の担当者もいる。こうした地域担当職員たちは、月一回の地域会議において、地域住民と様々な問題を討議する」のであり、そこで、「住民のニーズをくみ取ったり、いろいろな情報を提供する」という(同上、132頁)。
- *34 同上、132-133頁。
- *35 同上、133-134頁および136頁。
- *36 同上、136頁。野田の分権志向の発想は、千葉県議会議員時代、「『時間の分権』という新しい概念」へとつながっていく。このアイデアは、「『長期にわたる権力集中の危険性』についての指摘」であり、「議員の在職年数の制限や、首長の多選禁止など」というものであった(松下政経塾、前掲書『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』、129頁)。
- *37 野田、前掲書『民主の敵』、152頁および155頁。
- *38 松下政経塾、前掲書『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』、78頁。
- *39 松下政経塾編『松下政経塾 第一期生 21世紀・日本への提言』(松下政経塾、1985年)。
- *40 同上、i 頁。
- *41 野田佳彦「路地裏から教育を考える－見た、聞いた、歩いた－」同上、88頁。
- *42 同上、90頁。
- *43 同上、91頁および93頁。
- *44 同上、93頁および95頁。
- *45 同上、96-97頁。
- *46 同上、97頁および99-100頁。
- *47 同上、100-102頁。
- *48 同上、88頁。
- *49 松下政経塾編、前掲書『松下政経塾 第一期生 21世紀・日本への提言』、87頁。
- *50 同上、vi 頁。
- *51 松下政経塾、前掲書『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』、81-83頁。
- *52 大下、前掲書『したたかな「どじょう」 野田佳彦研究』、240-241頁。
なお、国策研究会では、「戦後政治の総決算」をテーマに、東京裁判を取り上げたという。それは、2つの研究会を主宰する、「野田と山田は、東京裁判自体を否定している」からだ。そして、この「国策研究会では、毎回さまざまな論者を呼び、議論を重ねて」、最終的な「報告書は『この国のかたち』という名で本にまとめられている」ようだ(同上、241頁および243頁)。
- *53 そのためであろうか、野田の財務相就任後も、米国で、「ノダ、フー？」との質問がでることもあったという(同上、324頁)。

野田佳彦首相の対米観（浅野）

- *54 松下政経塾、前掲書『素志貫徹 内閣総理大臣 野田佳彦の軌跡』、173-175頁。
- *55 野田、前掲書『民主の敵』。
- *56 同上、8-11頁。
- *57 同上、119-120頁。
- *58 同上、120頁。
- *59 たとえば、浅野一弘『民主党政権下の日本政治－日米関係・地域主権・北方領土－』（同文館出版、2011年）、17-22頁および32-37頁を参照。
もっとも、野田は、「私と菅さんの政治的立場はけっこう違うと思われるかもしれませんが。おそらく国家観とか歴史観というのは違うと思います」とも述べている（野田、前掲書『民主の敵』、166頁）。
- *60 野田、前掲論文「総論」藤原・野田・近藤・山口・松本・蓮舫、前掲書『国家機能を立て直す』、34頁。
- *61 野田、前掲書『民主の敵』、122頁。
- *62 同上、137頁。
- *63 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/al63021.htm（2016年2月25日）。
- *64 なお、このときの小泉純一郎内閣による答弁書には、「極東国際軍事裁判所の裁判については、御指摘のような趣旨のものも含め、法的な諸問題に関して種々の議論があることは承知しているが、いずれにせよ、我が国は、平和条約第十一条により、同裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場にはない」と記されていたことを付言しておく（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b163021.htm〔2016年2月25日〕）。
- *65 野田佳彦「小泉首相の靖国参拝は保守の墮落だ」『Voice』2006年4月号、162頁。
- *66 野田佳彦「保守の“王道”政治を受け継ぐわが決意－『民主党が左旋回することはありません』－」『正論』2009年5月号、89頁。
- *67 野田、前掲書『民主の敵』、6頁。
- *68 同上、133-134頁。
- *69 同上、134-135頁および139頁。
- *70 野田佳彦「民主党代表選、不出馬の弁 ボコボコにされてもいいから出たかったこれだけの理由」『中央公論』2008年10月号、99頁。
加えて、野田は、日本国憲法のあり方に関連して、「やはり政治の王道として、必要なところは国民にしっかり訴えて改正するべきなのだと思います。今は、基本動作がうまくできないので、解釈という応用動作でその場をやり過ごしている状態です。特別措置法を見ればわかりますが、このようにその都度応用動作で対処する方法には、非常に時間がかかります。それもあまり有意義ではなく、時間を空費しているようにしか、国民からは見えなんでしょう」とも語っている（野田、前掲書『民主の敵』、152-153頁）。
- *71 野田、前掲書『民主の敵』、136頁。

その文脈において、「憲法があって初めて、それを踏まえた個別法が出てきます。その一番根幹の土台の企画書が、時代おくれになっている。あの企画書の読み方はいかようにもできるというのではもうだめだと思います。それこそ百年の大計をつくらないと百年に一度の危機は乗り越えられないというならば、本当は憲法までさかのぼったほうがいいと思います」との野田の考えが導きとされるのであろう(同上、154頁)。

- *72 同上、130-131頁。
- *73 野田佳彦「わが政権構想—今こそ『中庸』の政治を—」『文藝春秋』2011年9月号、100頁。
- *74 同上、101頁。
- *75 野田佳彦「わが政治哲学—『この国に生まれてよかった』と思える国をいかにつくるか—」『Voice』2011年10月号、52頁。
- *76 同上。
- *77 野田、前掲論文「わが政権構想」『文藝春秋』2011年9月号、102頁。

なお、野田が代表をつとめていたときに行われた第46回衆議院議員総選挙時のマニフェストには、以下のように記されていた(「民主党 政権政策 Manifesto (マニフェスト)」〔2012年11月〕、12頁〔<https://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf> (2016年2月25日)〕)。

【平和国家としての、現実的な外交防衛】

国民の生命・財産を守ることは政府の最も重要な役割の一つです。

「冷静な外交」と「責任ある防衛」を組み合わせ、日米同盟を深化させることにより、守りを確かなものにします。

- 外交安全保障の基軸である日米同盟を深化させます。
- 嘉手納以南の土地返還の促進など、日米合意を着実に実施し、沖縄の負担軽減をすすめます。

さらに、「マニフェスト政策各論」においても、同趣旨のことが記されている(前掲「民主党 政権政策Manifesto (マニフェスト)」〔2012年11月〕、22頁)。

【日米同盟のさらなる深化と沖縄の負担軽減を両立させる】

- 日本の外交安全保障の基軸である日米同盟を深化させ、同時に経済関係の強化を図る。
- 在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施する。抑止力の維持を図りつつ、約9千人の海兵隊員を国外移転し、嘉手納以南の土地返還を促進するなど、沖縄をはじめとする関係住民の負担軽減に全力をあげる。民主党政権下ですすめてきた日米地位協定の運用改善をさらにすすめる努力を行う。

- *78 神保謙「外交・安保—理念追求から現実路線へ—」日本再建イニシアティブ『民主党政権 失敗の検証』(中央公論新社、2013年)、130頁。

野田佳彦首相の対米観（浅野）

- *79 野田、前掲論文「私論・地方自治のあり方」前掲『新しい日本の政治・行政を求めて』、127頁。
- *80 野田、前掲書『民主の敵』、120-121頁。
- *81 同上、148-149頁。
- *82 『毎日新聞』2015年9月22日、2面。この席上、「翁長知事は『沖縄県内の基地は、第二次大戦後、米軍に強制接収されたもので、自ら望んで土地を提供したものではない』と説明。そのうえで、日本の国土の0.6%の沖縄に、在日米軍専用施設の74%が存在することや、米軍に関連する事件、事故などが続いている現状に触れて『自国民の自由、平等、人権、民主主義を守れない国が、世界の国々と価値観を共有できるのか』と訴えた」という（同上）。
- *83 野田、前掲書『民主の敵』、6頁。

※ なお、本稿は、「2015年度札幌大学研究助成」の成果の一部であることを付言しておく。